

平成26年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第2号

平成26年5月30日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
6番	小松崎誠君	12番	矢口龍人君
7番	加固豊治君	13番	藤井裕一君

欠席議員

4番	田谷文子君	15番	山内庄兵衛君
11番	小座野定信君	16番	廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	板垣英明君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	堀口家明君	教育部長	小松塚隆雄君
市民部長	飯田泰寛君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村成二 議員
- (3) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 川村 成二 議員
- (3) 中根 光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明であり、また、個人事業者名を記載したことについて
		2. 新石岡斎場の式場使用料、石岡市民6万円、かすみがうら市民20万円への市長の責任について
		3. 子育て世代（現役世代）に介護保険料負担増を招く、プラチナタウン構想について
(2)	川村成二	1. 都市計画税について
(3)	中根光男	1. 人工透析患者の減少の取り組みについて
		2. 自転車用の高齢者マークのシールの無料配布について
		3. 消防団員の強化と処遇改善について
		4. 異常気象の発生対策について
		5. がん教育について
		6. 学力向上に対する教育改革について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、10名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。

法令等を順守した上で質問をされることを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされますようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

おはようございます。

それでは、早速、平成26年第2回定例会に当たり、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明だったこと、また、個人事業者名を記載したことについてということで質問させていただきます。

新石岡斎場の式場料金に対する市の対応に対し、多数の市民から怒りの声が上がっております。そして、これらの市民から提出された新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書は、閉会中の審査で採択という結果となりました。

そのような中、4月の広報誌の間に新石岡地方斎場の案内が記載されたチラシが入っております。しかし、発行者の名前も問い合わせ先もありませんでした。

そこで、1つ目の質問であります。このチラシは何を目的とし、誰が発行したものなのか伺います。万が一、市の発行とするならば、わざと発行者名や問い合わせ先を省略したのか、それとも理由があって省略したのか伺います。

次に、新石岡斎場の式場利用料、石岡市民6万円、かすみがうら市民20万円の市長の責任についてということで質問させていただきます。

新石岡斎場問題については、議会としてもかねてから大変心配していた事案であります。平成23年3月に石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議をしてからも再三にわたり、市長に対して提言をしてまいりましたが、まことに残念な結果となりました。そして、今回請願書が提出され、採択されたわけであります。

ここで問題なのは、財政的な効果があったかどうかということです。市長は、式場をつくらなかったことにより、1億4000万円を節約したと言っています。しかし、実際には、前回、中根議員の一般質問で明らかとなったように、現在の規模で整備した式場に対する、かすみがうら市の負担額の試算は9756万5000円であります。そして、そのうち約6000万円が国から交付税措置されるため、実質的な本市の持ち出し額は3728万5000円程度であるわけです。これは明らかとなっております。もう一度言います。正確には、かすみがうら市が3728万5000円程度を負担しなかったため、市民が14万円多く負担することとなったのであります。

では、市民の40年間の負担はどれくらいになるのでしょうか。式場の利用状況を石岡斎場組合に確認したところ、平成21年度から24年度の旧式場の利用頻度は全体で約5割程度であり、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の葬儀の利用件数は年間約128件ぐらいでありました。そのうち平成24年度におけるかすみがうら市民、千代田地区の住民の利用は、年間14件であったとのことであ

ります。

一方、市長は、前回の一般質問で、千代田地区の人が使う回数というのはせいぜい10回とか15回、その程度だろうと推測されておりますから、それを仮に40年間で50回とか70回とか、そういう数字になると思いますと答弁しておりました。これは大変な計算違いであります。毎年15回利用したとして、40年を掛け算すれば600回の使用になるわけです。600回の使用に対し、市民が毎回14万円ずつ余計に使用料を支払った場合、市民の負担増は実に8400万円になるわけでありまして。さらには、実際には、式場の施設も新しくなり、現在5割程度である利用率は格段にふえることも予想され、粟田、高倉、志筑、新治、佐谷地区からも近く便利になることから、かすみがうら市民の利用もふえることも想像にかたくないわけでありまして。

この2つから、簡単に申せば、3728万円をけちったために、8400万円の住民負担を発生させたということになります。当然、利用がさらに増加すれば、8400万円の2倍、3倍、4倍と負担が増加するわけでありまして。これは、市民からすれば、損害ではないでしょうか。

そこで、質問の第1番目として、このような損害を市民に与えた責任について、謝罪と説明を求めるものであります。

次に、子育て世代（現役世代）に介護保険料負担増を招く、プラチナタウン構想について質問いたします。

団塊の世代が高齢期を迎え、日本の総人口の4人に1人が65歳以上となりました。高齢化に伴う医療や介護などの社会保障費の膨張は、減少する現役世代に負担が重くのしかかってきております。この傾向は本市においても例外ではありません。

そうした中、本市では、宮嶋市長の主要施策の一つであるプラチナタウン構想が進められております。宮嶋市長は、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れると、プラチナタウン構想の効果をアピールしております。果たして市民にもたらされるものはプラスの効果だけなのでしょうか。

そのような観点から、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目として介護保険料の第1期から第5期までの推移についての質問をいたします。平成12年度から始まった介護保険制度も、第5期の最終年度を迎え、来年度からは第6期となります。そこで、第1期から第5期までの本市の介護保険料がどのように推移しているのかを確認します。

なお、第1号保険者の保険料については基準額月額、第2号保険者の保険料については保険料平均月額を、第1期から第5期までお答え願います。

また、第1期と第5期を比較した場合に、幾ら増額となったのかについても、あわせてお答え願います。

次に2点目、第6期における介護保険料増加率の見込みについて質問いたします。本年度は、来年度から始まる第6期介護保険事業計画策定に向けて動いていると思いますが、第6期における介護保険料増加率について、現段階でわかる範囲でお答え願います。

次に3点目、プラチナタウン構想における都市部高齢者の対象について質問いたします。

宮嶋市長が推進するプラチナタウン構想は、都市部高齢者をターゲットとしておりますが、どのような方を対象としているのかをご答弁願います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

小松崎議員の質問にお答えいたします。

1点目、石岡斎場の関係については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、新石岡地方斎場の式場使用料、石岡市民6万円、1日3万円であります。かすみがうら市民20万円、同じく1日は10万円であります、の市長の責任についての質問にお答えいたします。

本年第1回定例会での一般質問答弁と重複する点がありますが、ご了承をお願いいたします。

平成23年12月12日の石岡斎場組合正副管理者会議において、式場のあり方として、民間の積極的活用を図ることにより費用負担軽減を提案いたしました。その結果、計画の見直しで約1億4000万円軽減させ、式場については3市の合意により、石岡市と小美玉市の2市の負担において整備したものであります。また、霞ヶ浦地区の方が利用しております霞ヶ浦聖苑につきましても、式場の整備がなされていないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡・公平性を図ることも必要であると思っております。私は、民間にできることは民間でとの観点で行政を進めてまいりましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目1番、介護保険料の第1期から第5期までの推移について、3点目2番、第6期における介護保険料増加率の見込みについては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番、プラチナタウン構想における都市部高齢者の対象についてのご質問にお答えいたします。

プラチナタウン構想につきましては、都市部の高齢者増加と本市の地域活性化の課題を解決するため、都市部の介護施設等への入居希望者を本市が受け入れるための住宅や介護施設整備の可能性及び体制等を構築することを目指しておりまして、平成25年7月に介護事業者等を会員とするかすみがうら市プラチナタウン研究会が発足し、都市部の高齢者を受け入れるための施設整備の方向性を研究しております。

プラチナタウン研究会では、まちづくりの方向として、都市部の高齢者が利便性を享受しており、多彩な生活を求めることが考えられるため、個々に施設整備を行うのではなく、プラチナタウンとして、複数の機能があるまちづくりをすることが不可欠であるとし、医療介護の必要性に応じて柔軟に対応でき、介護職員など若い世代にも同じ地域で生活できるよう、多様な施設を複合的に整備し、さまざまな施設を組み合わせ、トータルとして、健康なときから終末期まで過ごせる、高齢者や子育て世帯など多世代が暮らすまちとしております。

一方、厚生労働省では、都市部の高齢者対策に関する検討会において、今後急増する都市部の高齢者に対して、要介護状態になってから移り住むよりは、健康なうちに移住して、早い段階から移住先の地での社会的関係を築きながら年を重ねていき、介護が必要となった場合に、その地

で介護サービス等を利用していく姿が望ましいとしております。

プラチナタウン構想においては、受け入れる対象を特定せず、現在健康である方や介護が必要である方を含め、本市に移り住む意向のある方を対象として考えておりますが、介護を必要とする方を受け入れる場合には、住所地特例制度対象施設で受け入れるなど、元の自治体で費用を負担し、本市での負担とならないよう考えており、必要に応じて協定を締結するなど、対応していきたいと考えております。

一方、プラチナタウン構想は、介護職員の雇用や税収確保、タウンとして整備することによる産業等の活性化など、地域の経済を活性化する効果があるものと考えております。

今後は、国や県の動向を注視するとともに、都市部の高齢者等がどのような生活を選択するのか、ニーズの把握をし、市の特性を生かし、ニーズに応えられるコンパクトシティなど、魅力あるまちづくりを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

1点目、市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明であり、また、個人事業者名を記載したことについての質問にお答えいたします。

ご指摘のチラシにつきましては、4月21日から供用開始になりました新石岡地方斎場の施設利用案内を千代田地区の市民の方へお知らせする目的で、各戸配布したものであります。3月号の市広報誌に石岡地方斎場の移転記事を掲載したところ、市民から新斎場の内容を詳細に知りたいとの問い合わせがあったことから、広報誌の詳細説明として、石岡斎場組合から配布依頼がありました新斎場案内チラシに、市民から問い合わせがあった質問等をQ&A形式にしてつけ加え、各戸に配布いたしました。

問い合わせ先及び発行者名につきましては、チラシの文面内に、施設利用の申し込み手続先である石岡地方斎場の住所、電話番号等の記載があることから、別掲を行いませんでした。問い合わせ先及び発行者名の別掲をしなかったことについては、不安や不信を抱かせましたことにつきまして、おわびを申し上げます。

また、市内の斎場・葬儀会社をQ&Aに掲載したことにつきましては、石岡地方斎場につきましても、式場利用者からの葬祭業者に対する問い合わせに対しましては、管内葬祭業者を紹介している状況がありましたので、特に問題ないものとして考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

3点目1番、介護保険料の第1期から第5期までの推移についてのご質問にお答えをいたします。

介護保険料につきましては、先ほど小松崎議員さんのほうから質問の中にありましたように、第1期、平成12年度からの制度開始でもございました。3カ年の年度計画期間ということで、平成12年度から14年度、基準額につきましては2,250円、年額保険料は2万7000円でもございました。第2期計画期間につきましては平成15年度から平成17年度まで、基準額につきましては2,400円、年額といたしまして2万8800円でもございます。第3期につきましては平成18年度から20年度ということで、基準額3,780円、年間保険料額は4万5300円ということでございます。第4期につきましては平成21年度から23年度までです。

この中で介護サービスの単価改正に伴う緩和措置がございましたので、年度ごとにご答弁をさせていただきます。

平成21年度基準額では3,900円、年額4万6800円、平成22年度基準額3,950円、年額4万7400円、平成23年度基準額4,000円、年額4万8000円、第5期、平成24年度から26年度、現在の計画期間でもございます。基準額4,900円、年額5万8800円の推移となっております。

また、ご質問の中で基準額の増加額についてのご質問がありました。第1期、第2期を比較いたしますと、150円の増額ということでございます。第2期から第3期は1,380円、第4期につきましては、年度ごとの基準額でもございますので、21年度から22年度については50円ずつの伸び、22年度から23年度についても同額でもございます。ただ、23年度から第5期の増額分については900円ということでございます。

また、ご質問の中で、2号保険者の場合はどうなっているんだというご質問がございました。この場合につきましては、加入している医療保険の中で算定がされております。医療保険ごとに設定をされておりますので、介護保険料率と給与に応じて設定がされているという状況でもございます。国民健康保険に加入されている方については、保険料とあわせて算定がされ、世帯ごとに決定がされているということでもございます。

1号保険者につきましては、その保険料の徴収は21%市が賦課徴収をしております。2号保険者につきましては29%でもございますが、国が一括管理をしているということもありまして、詳細については現在のところ把握はしてございません。

以上でございます。

申しわけありません、3点目2番、第6期における介護保険料増加率の見込みについてのご質問にお答えをいたします。

第6期の介護保険事業計画につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とするもので、本年度中の策定を予定してございます。ご質問の介護保険料額につきましては、その策定作業の中で試算、検討をするということでございますので、まだその段階に来ておりません。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、市の広報に入っていた新斎場チラシの件についてでありますけれども、このチラシの内容では、大変誤解を与える点がありました。1つは、式場料金1回10万円というものであ

ります。多くの市民は、葬儀といえば通夜と葬式が通例と考えるわけでありますけれども、この説明では1回の利用、つまり通夜・葬式で10万円であるかのように勘違いしている市民が多いわけであります。しかし、実態は、通夜と葬式にそれぞれ10万円ずつかかり、合計20万円を負担することになるわけです。この点に対し、私も市民から問い合わせがたくさんありました。

そこで伺いますけれども、説明責任を果たす責務のある市が、どうしてこのよう誤解を与えるような安易な説明したのか伺います。

また、このチラシには、個人事業者である市内の斎場・葬儀会社とその連絡先が記載されておりました。市の広報誌は、税金を使って発行されている公共性の高いものであります。そのため、広報誌では、民間企業の名称を記載する場合は、条例等に基づいて広告掲載料を徴収して、広告として掲載しているのが普通であります。しかし、このチラシは、公金を使って特定の事業者の宣伝をしております。例えば会社名や連絡先を記載しなくても、誰でも知っていることだと思われれます。それをあえて記載したところが問題なのではないでしょうか。

例えば、これで問題なしと言うならば、先ほど問題ないとおっしゃいましたね、不特定多数の会社の宣伝を公金を使って宣伝できることになってしまいます。私は、行政の中立性、公平性から申せば、問題があるのではないかと感じて質問したわけであります。

そこで、この掲載方法について、市の中立性や公平性から、税金の使い方について見解を伺います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、お答えいたします。

まず、通夜と葬式にそれぞれ10万円かかり、合計で20万円を負担することになるわけなのに、10万円であるかのような安易な説明に対してのご質問でございますけれども、まず、式場利用形態につきましては、小松崎議員さんのご指摘のように、式場を利用して通夜と葬式を行う方、また、葬式のみを式場で行う方がいらっしゃいます。石岡斎場では、この通夜と葬式の利用形態と葬式のみ利用形態を区別するため、1回ごとの料金を設定したものでございます。

また、旧斎場の式場の料金設定は、基本料金1回3時間として、さらに超過料金1時間当たりの使用料の設定がありましたが、今回の新斎場料金の設定の際に、わかりやすい形として1回当たりの使用料を設定した経過がございます。

式場の利用形態及び料金につきましては、石岡斎場組合が設定したものでございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

次に、チラシは公金を使って特定の事業者の宣伝をしており、市の中立性や公平性から、税金の使い方についてのご質問でございますけれども、式場の利用につきましては、これまでの旧斎場の式場と同様、組合では貸し館のみを行うこととなります。祭壇の花飾り等は、利用者の方が民間の葬儀業者に委託することになりますことから、電話帳にも記載されております市内全ての葬祭業者名と連絡先の電話番号を掲載いたしました。

このチラシ1枚で、石岡斎場の式場は施設を貸し出すのみの貸し館であること、また、葬儀を行うには、葬儀会社に式の運営等を依頼する必要があることなどを周知し、または問い合わせに

お答えしたものでありますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、これは簡単な質問をさせていただきます。市長、大丈夫ですか、お疲れのようですねども。市長に伺います。

このチラシは、市長がじきじきに担当部署に発行することを指示したのではないのでしょうか。この点を伺います。

また、仮にそうだったとしたら、具体的にどのような命令を出したのかご説明願ひます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私が直接、補足的に出すようにということを示したいたしました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

じゃ、この内容については、市長はかかわっていないということですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

内容については、担当者で起案をさせて、決裁をして出したものであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

では次に、担当部長に確認いたしますけれども、業者名と電話番号等の連絡先を掲載するに当たっては、当然、斎場・葬儀会社の承諾を得ていると思うんですけれども、そこで伺いますけれども、どのような説明をして、どのような趣旨で掲載の承諾を得たのかについて答弁願ひます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

まず、葬祭場、葬儀会社の承諾ということでございますけれども、斎場組合につきましては、原案を送りましてチェックをいただいておりますので、オーケーという答えが出ております。また、葬儀業者につきましては、葬儀業者の連絡先につきましては、電話帳等に掲載している内容のみを掲載したものでございます。特別に承諾は得ておりません。ただ、市内全ての葬祭業者を掲載したということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、葬儀を行う際の式場一式の運営をする葬儀会社の予約等を一目でわかるような形を示したいとの思いで作成したものでございますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、掲載に当たっては、広告料はいただかなかったということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

いただいております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

この事案の問題については、公共性とは何かという点を重視しているかどうかということであり、公共性を重んじるには、中立性や公平性の視点が必要であると思います。公共の大事な点は、行政に最も求められている姿勢だと思います。かすみがうら市は、この4月にたびたび事務ミスがあり、新聞報道されております。私ども議員もこのような事態を大変危惧しておりましたが、それが現実となった形だと思います。

しかし、職員だけを責めるわけにはいきません。なぜならば、組織力そのものが低下しているからであります。まことに残念であるということを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

新石岡式場の使用料についてでありますけれども、総合的な視点から、本当に経費を節約できたのか、逆に負担が多くなったのかを検証することは非常に大事なことであります。実際には、式場使用料として市民に対して多大な迷惑をかけているわけでありますから、それを検証し、ただ姿勢が必要なのであります。先ほどの答弁からすると、それは期待できないということであると思います。

式場の整備負担金をかすみがうら市が負担しなかったことによって、不足した式場の整備事業費9756万5000円は、結局は石岡市と小美玉市が負担したわけであります。仮にこれが逆の立場となり、宮嶋市長だったら、他の市がこのような要求をしたら寛容に受け入れられるかどうかのことであります。当然無理だと思えます。

かすみがうら市の市民に対する損害だけではなく、近隣市にも1億円近い損害を与えたのは、紛れもない事実であると思います。このことに関しては、我々も石岡市や小美玉市の知り合いからいろんなことを言われております。そして、このようなことが、ひいては近隣市との不協和音を生じさせているという結果を生み出しているのであります。

なお、これは質問ではありませんので、答弁は要りません。今申し上げたことをよく考えていただき、前向きに考えていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

プラチナタウン構想についてでありますけれども、再質問します。

宮嶋市長は、昨年6月の厚労省、第2回都市部の高齢化対策に関する検討会において、プラチ

ナタウン構想についてのプレゼンテーションを行っております。そのときの議事録を拝見したところ、市長は、先ほども答弁ありましたけれども、対象者については必ずしも介護とか福祉が必要になってから来るのではなくてもいいと思います。介護、福祉が必要になってから来る人でもいいし、どちらでも受け入れたいと、そういうふうに思っていますと述べております。

そこで、対象者について再度確認いたしますが、まだ介護が必要でない都市部高齢者の受け入れについても、積極的に行っていくとの認識でよろしいでしょうか。答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特別介護が必要でない方の受け入れ等もプラチナタウン構想の中には入っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、その続き。プラチナタウン構想において、都市部高齢者受け入れなどの目標についてでありますけれども、市長は、プラチナタウン構想で、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れると考えているようですけれども、どの程度の雇用創出を目指しているのか伺います。また、その雇用創出のための都市部高齢者の受け入れ者数をどの程度見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに基本構想づくりでそういうことをやるわけではありますが、基本構想づくりは今からやることでありまして、まだそういった詳細については、何千人規模であるとかそういったものはまだ想定の中には入っておりません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

昨年暮れにテレビで報道された番組の中で、つくば市のことが報道されておりました。つくば市では、建設が目立つようになった高齢者向け住宅について調査をしたところ、わずか1年余りで市外から移住してくる介護が必要な高齢者が1,000人以上に上る可能性があることから、介護保険料が大幅に上がることを懸念し、試算をした結果、40歳以上の市民1人が支払う介護保険料が年間5,400円余り値上げする必要があることがわかったという内容でありました。

さて、このプラチナタウン構想を進める上で本市の課題の一つとして、介護保険料額の増加があります。そのことは、この施策を推進することは、本市の介護保険料額の増加が促進されてしまうことを認識していると思うんですけれども、いかがでしょうか。

そこで、プラチナタウン構想により都市部高齢者受け入れ促進の結果、本市の介護保険料増加率の影響見込み額について、どのように試算をしているのかご答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

つくば市の試算についてであります。担当者に、つくば市の担当にどういう試算をしたのか聞くようにということで聞かせました。そうしたところ、いわゆるサービス高齢者専用住宅につきましては、現在の法律では利用権設定方式にすれば、いわゆる住所地特例制度が使えるわけがありますが、それが試算に入っておりません。ですから、介護を必要とする人が住所地特例を全然使わないという前提で試算をしているようであります。そうすると、まさに1,000人ふえれば5,000円という試算になろうかと思いますが、それは現実の制度ではそういうことはないわけでありまして、利用権設定でやればいいわけです。かすみがうら市においては利用権設定の契約で事業者、それでやるようにということで、事業者と話をしております。

さらに、厚労省の今後の方向であります。利用権設定ではなくて、現実にサ高住が建った時点で、サ高住全体について、いわゆる特例ではなくて、そういったものを都市部の高齢者を受け入れた場合に、いわゆる特例じゃなくて、それがもう都市側の負担によって介護を賄っていくという、そういう方向性はもう厚労省の中で既に話し合われておりまして、いずれ近い将来には制度化されると、そういうふうな見通しで私はプラチナタウン構想を練っているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、盛んに市長は、住所地特例制度のことをおっしゃってございましたけれども、仮にこの住所地特例制度が廃止された場合、この介護保険の見込み額についてでありますけれども、現在、国では2015年度から3年間で要支援者向けサービスを市町村に移管する方針を示しております。この国の方針に対し、難色を示している自治体も数多く見受けられているのが現状ではないでしょうか。

さて、現在は住所地特例制度ということで特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所して、住所を施設の所在地に変更した場合には、施設所在市町村の介護費用の財政負担が重くなるため、その入所者については住所変更前の市町村を保険者とする特例が設けられているわけでありませぬ。しかし、あくまで特例制度でありますので、本市といたしましても、リスク管理という観点から、この特例制度が廃止された場合でも想定しておく必要があるのではないのでしょうか。

そのような観点から、仮に住所地特例制度が廃止された場合の介護保険料影響見込み額について答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

小松崎議員の懸念は、私は全く今の厚労省の方向からいうと、逆の方向に動いていると、そういうふうに思います。仮に小松崎議員のおっしゃるとおりに住所特例制度が今外された場合は、東京、いわゆる首都圏のですね、名古屋、大阪もあります。都市部の高齢者の行き場は即なくなります。そしてパニックになることは間違いありません。それほど都市部の高齢者問題という

のは今深刻であります。

ですから、私は住所地特例制度が今、今とかあるいは将来にわたって外される懸念よりは、むしろその住所地特例が特例ではなくて一般的な介護保険制度として確立されると、そういうふう
に思っております。都市部の高齢者を地方へ受け入れて、それを調和させてきちんとした介護保
険制度を確立する。それ以外に今の都市部の高齢者が救われる道はないと、そういうふうに私は
思っております。それがプラチナタウン構想の基本的な考え方、基礎であります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長の今の答弁なんですけれども、国を信用していない、市長の言葉とは思えない答弁だった
ような気がします。

宮嶋市長は、本市の雇用を創出し、産業の活性化が図れるということでプラチナタウン構想の
効果をアピールしてきました。しかし、この施策で一番恩恵を受けるのは介護サービス業者であ
り、雇用創出といえども、限られたほんの一部の方ではないでしょうか。一方、介護保険料は40
歳以上の方が納める保険料であります。本市の総人口に占める40歳以上の割合といえば、約6割
の方が該当しております。宮嶋市長が推し進めるプラチナタウン構想により、介護保険料の値上
げが加速してしまうのであれば、この6割の市民に負担が重くのしかかってくることでありまし
ょう。これは、プラチナタウン構想の多大なマイナス効果であり、当然に市民に対して情報を発
信すべきではないでしょうか。

先ほど来申し上げているとおり、斎場問題にしても、プラチナタウン構想にしても、宮嶋市政
がこのままこれらの事業を推進していくならば、そのツケはきっと近い将来、多大な負担増とい
う形でかすみがうら市民が負うことになるわけであります。私はそのように考えます。

以上、所見を述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時56分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

平成26年第2回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、市長が表明しました都市計画税について、一点集中でお伺いします。

当市の財政状況につきましては、市長は常々厳しい状況にあると発言されていますが、一方で

は、執行部からは、毎年の決算結果について、財政状況は健全であると説明が行われています。このように行政内で財政認識に食い違いがある状況ですが、市長は今年度の施政方針で都市計画税の導入検討などに取り組むと表明されました。

市長は、これまで行財政改革と銘打って強力に施策に取り組まれ、成果を残してきたと自負されている中で、市長任期最後の年に市民に受け入れがたい増税を示唆するような方針を提言されることは、私自身、思ってもいなかったところです。市民の幸せを本気で考えた上での施策なのか、それとも、行政サイドの都合、または宮嶋市長自身、個人の都合で必要性を押しつけようとしているのか、真意を定かにしなくてはなりません。

本件については、さきの第1回定例会におきまして、施政方針質疑にも取り上げられていましたが、都市計画税は純然たる目的税ですので、市民に対する受益者負担とは何か、このことが明確に計画され、説明されなければなりません。気休めの理由づけや手法で増税を導入することは、決して受け入れられるものではないことから、詳細な説明を求めたく、改めて質問をさせていただくものです。

都市計画税の導入につきましては、市民にとって明らかに増税となります。ことし4月には消費税率が8%に引き上げられ、さらに来年、平成27年4月からは消費税率は10%になる可能性があります。市民の負担は増すばかりです。また、さきの第2回臨時会におきましても、軽自動車等の税率も増税案が可決されたところです。

都市計画税は、市民だけでなく、企業に対しても新たな負担を強いるもので、国の政策ばかりでなく、地元自治体の政策によって今後負担が増大することは、これから先の人口減少に拍車をかけ、また、企業誘致の後退へとつながりかねないものであり、かすみがうら市全体の体力が疲弊してしまうのではないかと不安でなりません。

そこでお伺いします。

1点目は、都市計画税の導入を検討することを表明したことの土台となった今後計画している都市計画（案）は何か、また、その財政計画についてお伺いします。都市計画税という増税の導入検討を示唆したわけですから、当然首長として用意周到な考えのもとに動いていることと思いますので、丁寧な説明を求めます。

2点目に、新たな課税を条例化するための手続のあり方、進め方について、どのような判断をしてきたのかお伺いします。都市計画税を導入するには、しっかりした手続と丁寧な取り組みが必要です。施政方針で表明するということには、それ相応の重みがあり、既に他の自治体の導入経過等、あらゆる調査を踏まえた結果、表明したものと考えますので、どのように進めようとしているのかお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、都市計画税についてのご質問であります。1点目1番、都市計画税の導入を検討することを表明したことの土台となる今後計画している都市計画（案）はどのようなものかと、また、その財政計画についてお答えいたします。

都市計画税は、都市計画事業、または土地区画整理事業が実施されることによって、土地や家屋の価値が向上し、所有者の利益につながると、駅、あるいは病院が近いとか買い物が便利であるとか、そういうことの利便性が増加することが認められる受益関係に対して課する税であります。都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税になっております。これは地方税法第702条であります。茨城県の県南地域の常磐線沿線の自治体、本市だけが導入しておりません。茨城県内の全部のほかの沿線上の自治体は導入しているということでもあります。また、近隣自治体において、土浦市では約14億8000万円、石岡市では4億8000万円、都市計画税の税収があるということでもあります。これは平成24年度決算の数字であります。税率はともに法律上の上限であります1,000分の3となっております。

当市において、都市計画税の導入を検討する上で重要な都市計画の事業としては、かすみがうら市都市計画マスタープラン、2009年3月に制定したもので、9ページにもあるとおり、JR神立駅周辺整備が大きな柱になっております。神立駅周辺の道路、駅前広場などの基盤が未整備であることから、地域の活性化、地域の活力の観点からも必要な事業であるということで、今、事業を実施しているわけであります。

神立停車場線の整備事業及び神立駅周辺整備事業を実施するのに必要な事業費というのは、総額で約31億3200万と、今計画上ではなっております。これだけではなくて、都市計画マスタープランにおいては、幹線道路の渋滞解消、また市街地周辺の道路ネットワークの整備、公園・緑地の整備及び下水道の整備拡大などが取り上げられています。これらの財源及び市債の償還財源に充てるために都市計画税の導入を検討していく必要があるということでもあります。

さらには、公共施設の効果的な活用と適正な維持管理、ファシリティマネジメントの考え方のとって、例えば都市公園などの都市としてのふさわしい施設のあり方など、必要性が想定できるのではないかと考えております。これは国が進めているコンパクトシティにも合致していると思います。

財政計画については、事業費の変動や市債の借入額によっても変化しますので、今後詳細を詰めていくことになると思いますが、重要なことは、将来世代の負担になっていかないように、確実に将来世代の負担を減らしながら、一方で地域の活力を支えていくと、そういうことが大事であろうと思います。そのためには、将来負担比率をとにかく引き下げていながら事業を進める必要があるということでもあります。

人口減少、2040年には3万3095人という一応試算がありますが、少子高齢化、定住促進などに対応するためには、自立した行財政運営を進めないといけません。その一方で、魅力ある市街地形成のために持続的な都市基盤整備のための施策を進めていく必要があります。

なお、今後導入いかにについて検討していくに当たっては、課税する区域及び税率について、その受益を含め検討対象としていくこととなりますので、現在は全く白紙の状態であります。

次に2番、新たな課税を条例化するための手続のあり方、進め方についてお答えいたします。通常新たな条例は、法令審査委員会など内部の事務的審査を経て議会へ提案し、議決されるこ

とによって制定されますが、都市計画税のように市民の負担が発生するものについては、慎重の上にも慎重な議論を重ねていくべきと考えておりますので、議会の皆さんとともに十分な議論を重ねていきたいと考えております。

市民に市の現状を踏まえた理解を求めることは当然時間をかけて行ってまいります。まずは事務方のほうでも円滑な導入を目指すことを勉強し、先進地への視察、また、専門的な検討組織などによって専門家の意見などを伺っていきながら検討を進めてまいりたいと、こういうふうと考えております。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の質問、今後計画している都市計画（案）は何かということに対しまして、都市計画マスタープランを取り上げられていますが、既に進めている神立駅周辺の整備事業の財源が必要だからというふうに私たちは、先ほどの答弁ではとれるわけですが、導入については全く白紙であるという答弁をされました。それから、2点目の条例化への進め方については、事務方は勉強し、専門家の意見をよく聞いていきたいという説明がありました。

そこでお伺いしたいのですが、2009年3月に公表された都市計画マスタープランですが、そこに財源確保に関連した何か書かれているのか、また、都市計画税などの具体的な導入を取り上げていたのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

9ページであります。直接的に都市計画税という言葉は出ておりません。ただ、このいわゆる都市計画区域のあり方とか神立駅周辺の整備を進めるべきだとか、そういうことが書かれています。それに対する、今一般財源で手当てしたり、補助金でいただいて、その一般財源で手当てしているわけではありますが、それは市内全体の市民税の、農村部も含めてですね、そちらの税金を今使っていることでもありますから、特に受益が濃厚である都市部に住んでいる方、あるいはそういう不動産等をお持ちの方に課税すると、そういう方向をお話ししたわけでございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

具体的には書かれていなかったというのが今の答弁での結論でよろしいですね。

課税対象の具体的な事業として、神立駅周辺整備事業、あるいは神立停車場線の整備事業を取り上げられていたましたが、この事業を進める計画段階で、都市計画税の導入について説明してきた経緯があるのかどうかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

従来はそういった考え方はまだ発表はされていなかったと思います。ですから、今後その必要性があるということで、先ほど答弁したとおり、近隣市町村を見てもかすみがうら市だけがやっていないわけでありますから、そういった議論は当然もう必要であろうかと、そういうふうに思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

従来は発表されていなかったけれども、必要性が出てきたと。でも、先ほど1回目の市長の答弁では、財政計画については、今後詳細を詰めていくことになると思いますというふうに、人ごとのように発言されています。これは、詳細な検討は詰めていないということ为先ほど答弁されているながら、今回神立駅周辺の整備事業については必要性が出てきたと。どうもちぐはぐですね。要は、確認したいんですが、1回目の質問の最後のときに、導入については白紙状態という市長、答弁されました。現時点では全てが白紙の状態であるという理解が私は正しいと思うんですが、そういう理解でよろしいですよ、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立駅整備が私の任期中に相当な費用の投入が始まっております。また、神立停車場線ですか、これも都市計画認定に持っていきまして、これも事業がスタートしているわけでありまして。これも今年度、数億の支出が予想されているわけでありまして、こういった事業が本格化した今の時期であります。今、川村議員おっしゃるように、今の時点では白紙であると、そういうことであります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

それでは、次の質問ですが、施政方針で都市計画税という増税の導入検討を示唆するということは、施政方針ですから、相応の重みがあります。当然市長として周到な準備のもとに表明したと思うんですが、施政方針で公表するに当たって、行政内で、特に執行部とはどのような調整を市長は行ったのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

施政方針で申し上げましたのは、そういう必要性が生じているのではないかと、そういうことを申したわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

執行部内での調整はせずに、市長の個人的な見解を施政方針に書かせたという理解でよろしい

ですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

施政方針であります、これは私が個人的に作文してやるものではありません。もちろん私のいわゆる思い入れ、施政方針でありますから、こういった方針でやるよと、例えば子育てやるよと、あるいは神立駅やるよと、こういう大きい、やるやらないは方向づけはしますが、その詳細の肉づけについては、具体的な政策をやっていくわけでありますから、方向性を示す。ですから、都市計画税に関しては、都市計画税を検討すべき時期に来ているのではないかと、そういうことを方針として打ち出したわけであります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

その方向性を示すことを執行部内で調整をしたんですかと私は質問していますので、どのような形で執行部内で調整をしたのか。また、そのときにもし執行部から意見が出ていましたら、どのような意見が出たのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当然それは執行部内で、財政当局からそういった検討の必要性は、以前から指摘はされておりました。そういったことを受けて、いよいよ本格的にその検討を進めるべきだと、そういうことを盛り込んだわけであります。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

どうも質問に対する答弁がしっくりこないんですけれども、要は、市長自身から都市計画税の導入を検討するよという指示を出したわけではないということにとれてならないんですけれども、とにかく施政方針で表明したわけですが、26年度に入りまして既に2カ月が経過しています。市長は、この都市計画税の導入について、執行部に具体的にいつどのような内容で、要は報告しろと、あるいはこういうことをやりなさいという具体的な指示は出されたのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この議論はもう昨年かもしくは一昨年から出ております、財政当局で出ております。いずれにしてもちょうど、何で出たかは先ほどお話ししたように、神立駅西口整備とか停車場線が本格的にお金がかかってくると、そういうことで、それが実際もう事業がスタートしているわけですから、そういう議論は当然出てくるわけであります。そういう議論が出てきて、私が施政方針に盛り込んだと。

しかし、もう十分ご案内のように、7月に選挙でありますから、幾ら私がここで導入するとかしないとかと言っても、ただの人になったらそんなものは無意味でありますから、まずは選挙をきちんとクリアした上で、ぜひとも再選を実現しまして、その後で検討をすることになると思います。今現在やれとかやるなとかということはまだまだ言っておりません。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

一昨年からそういう話は出ていたという市長答弁でした。私、この今回の一般質問で質問するに当たりまして、5月の最初に調査依頼をしたんですよ、都市計画税の制限税率0.3%で、当市の市街化区域に課税した場合の総額を知りたいと。ところが、部局からの答弁は、調査に時間がかかると。要は、現時点では何もわからない。それで結果的に出てきたのは、正式な書類はきょうです。

要は、担当のほうでは、どれぐらいの財源になるか、市街化区域でどれだけの対象者がいるのか、法人は何企業あるのか、それすら一切把握していないんですよ。それを見て、今の市長の答弁とつき合わせても、どうも行政内の動きがちぐはぐとしか思えてならないんです。

ですので、具体的な財源が幾ら都市計画税で確保できるのかと、それすらも何も考えていないということは、全くやっていない。一昨年というのは全くデマではないんですかというふうに言いたくなります。

そこで、私なりに、なぜ市長がこのような増税を持ち出したのか、視点を変えて考えてみました。就任されてからは、先ほども申し上げましたが、行財政改革と銘打ちまして、歳出削減、要は支出削減に並々ならぬ取り組みをしまいいりました。しかし一方で、医療費の無料化、あるいは私立幼稚園児への助成など、歳出の拡大も行いながら大規模事業も推進してこられました。

私は、こうした市長の政策は、歳出削減のみに執着し、一方で事業の拡大を図った。そのために歳入と歳出、すなわち収支バランスが崩れてしまった。その対策には、歳入を拡大する必要があるけれども、早々に成果があらわれる方策が見当たらないため、現在進行中の神立駅周辺の整備事業などに相乗りする形で、都市計画税の導入を持ち出したのではないかと、私は推察しているところです。すなわち、後づけ課税なんです。後づけ課税で税収アップを図って、財政改革のつじつまを合わせようとしているのではないかなというふうに思えてなりません。

そこでお伺いしたいのですが、市長にお伺いしますが、この都市計画税の導入（案）については、先ほど行政内でも話は出ていたということですが、市長ご自身の考えなのか、また誰かの助言を受けられたのかはわかりませんが、市長の行財政改革の修正をするための方策、財源不足を補うための苦肉の策ではないかと見ているのですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

神立駅西口整備、あるいは神立停車場線の整備事業、あるいはそれが本格化して、既に本格化しているわけですね。そういったことに相まって、後づけとおっしゃいましたけれども、確かにそういった事業先行、事業が先行していて税金は後づけになります。自治体によっては先に税金

をいただいて、それから駅整備とか道路整備が始まる場所もあるでしょうけれども、かすみがうら市の場合は、いわゆる事業先行型で駅整備なんかが始まっていると。

それが本格化するに当たって、当然その費用負担は、あるいは受益者は一番どこに行くのかと。それはもう当然市街地の部分に行くわけでありますから、そこが一番恩恵を受けるわけでありますから、当然どこでもやっている都市計画税と、こういう、それは相まって出てくるわけであります。ですから、これはいわゆる行政の王道でありまして、行革上からいっても、いわゆる応分負担ですか、そういう応分負担という見地からも、いわゆる行財政改革の私は王道であると、そういうふうな思いから事務方からちらちら話があったものを施政方針に持ち込んだと。まさに行政の王道であると、そういう発想でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

行政の王道、確かにそういう事業を行っていけば、対象者に対する相応の負担もするというのはわかります。でも、先ほど市長は最初の答弁で、神立停車場線関係の、近辺の整備以外にも、マスタープランにおいては幹線道路の渋滞解消、道路ネットワークの整備、公園・緑地の整備、いろいろなことがありますと言いながら、それは行われていないんですよ。そういう総合的な見地で見たときに、都市計画税が必要なのか、1,000分の3負担することが必要なのかどうかになってくると思いますが、そういう絵すら何もないんですね。

先ほど常磐線沿線は全ての自治体でという話がありました。私も市町村税の税率の状況を調べさせていただきました。都市計画税、確かに25の自治体で取り入れられております。ところが、5万人以下の自治体、人口5万人以下で見ますと、9の自治体、40%なんですよ。

ですから、そういう状況も見ると、一概に全てが全て導入していくことが正しいというふうには私は思えません。

そこで、最後に申し上げたいんですが、都市計画税について、先ほどの状況も調べながら、問題点はないのかということ調べました。ところが、何点か問題点を指摘されています。1点は、都市計画税は徴収の方法から固定資産税の上乗せ課税として捉えられている面も少なくなく、目的税としての性格がわかりにくくなっている。ほかに、目的税としての明確な使われ方の公表を行政が怠っている、また、税の使われ方が行政判断になっているなどの指摘もあります。すなわち目的税として使い方がはっきりしている性質の税ですが、こうした問題点から考えるに、お金の名前が書いていないということにすりかえられてしまう可能性も否定できません。都市計画税を導入するにはしっかりした手続と丁寧な取り組みが必要ですので、安直な提案では、市民は納得できるものではありません。増税の意味をしっかりと考え、事業とあわせて計画段階から丁寧な進め方をするのが本来のあるべき姿だと思います。

ですので、現時点では都市計画税の検討の考え方をまず撤回していただいて、かすみがうら市の都市計画構想、これの具現化を優先して検討すべきではないでしょうか。私はそれが市民のことを考えた行政の対応だと思います。

それを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君の一般質問を終わります。

続いて発言を許します。

9 番 中根光男君。

[9 番 中根光男君登壇]

○ 9 番（中根光男君）

平成26年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、人工透析患者の減少の取り組みについてをお伺いいたします。

愛知県知立市は、今年度から国民健康保険加入者の診療報酬明細書、レセプトを活用した糖尿病重症化予防事業を実施いたしております。糖尿病患者が糖尿病性腎症を発症し、人工透析に移行するのを未然に防ぐことが目的であります。糖尿病性腎症は、糖尿病が重症化し、高血糖によって腎臓機能が低下する病気で、悪化すると腎不全に陥り、人工透析が必要となります。同事業は、患者の治療の内容や投薬情報などが記されたレセプトデータをもとに糖尿病性腎症を発症する疑いのある人を抽出し、医療機関と連携して保健指導を実施し、具体的に推進していく内容となっております。

当市においても早急に実施していただきたい。

その観点から、1、現在の人工透析の実態について。

2、レセプトデータを活用し、保健指導の実施について。

3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、自転車用の高齢者マークのシールの無料配布についてをお伺いいたします。

高齢者マークのシールは、周囲に高齢者に対する配慮を求めるもので、このシールが張ってある自転車に対する無理な割り込みを防止したり、高齢者が巻き込まれる事故を減らすためにも必要であります。

1、必要性の認識について。

2、今後の実施計画についてをお伺いいたします。

次に、消防団の強化と処遇改善についてお伺いいたします。

地域の実情を熟知している消防団は、災害列島日本の防災を担う重要な組織であります。総務省は2月に、昨年12月の消防支援法施行を受け、消防団を中核とした地域防災力の強化について、消防審議会に諮問をいたしました。消防団員は、非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業のかたわら、自発的に参加するボランティアの性格をあわせて持っております。郷土愛と使命感にあふれる地域防災のリーダーとして、消防団員が存分に活躍でき、どのような事態に遭遇しても犠牲者を出さない体制の構築も重要であります。

また、消防団支援法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、国と地方自治体に対し、報酬などの処遇改善や訓練支援などの責務を課しました。大災害を見据えた消防団の強化は、待ったなしの課題であります。

1、消防団支援法に対する認識と支援体制について。

2、大災害を見据えた消防団の強化について。

3、処遇改善についてをお伺いいたします。

次に、異常気象の発生対策についてお伺いをいたします。

ここ数年、局地的な豪雨や大雪、竜巻など、極端な気象の発生が増加をいたしております。こうした異常による被害を最小限に抑えるためには、行政の情報収集と発信の能力を高めていかなければなりません。政府は、来年度以降、竜巻の発生情報収集に当たり、インターネット上の交流サイトで、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用を検討する方針で、効果的な活用方法を進めてほしいと通達をいたしております。

竜巻などを含め異常気象が発生した際に、現場の状況を最初に知るのは、そこに居合わせた人々であります。異常な天候や災害の発生に対して、的確で機敏な対応をするためには、行政から住民への一方通行の情報だけではなく、住民からの発信を積極的に活用すれば、より効果的であり、行政機関にそうした発想の転換も必要であります。災害などの緊急時に、ネット上には多くの情報が飛び交うこともたびたびありますが、公的機関の情報発信は、住民の混乱と不安の解消に大いに役立ちます。SNSを活用した災害情報の収集と情報発信で、大規模災害に備えて積極的に取り組むべきであります。

- 1、行政の情報収集、発信能力向上について。
- 2、住民と自治体の連携強化について。
- 3、災害発生度の高い地域に対する事前対策についてお伺いをいたします。

次に、がん教育についてお伺いをいたします。

国のがん教育の方向性が示されました。文部科学省が外郭団体の日本学校保健会に設置したがん教育に関する検討委員会の最終報告が先月まとまりました。同省は、2014年度から先進自治体の事例を分析、調査するとともに、報告書を踏まえたモデル事業を実施いたします。同省内に新たな検討委員会を設け、全国に展開させるための議論を行う方針になっております。

国民の2人に1人ががんになる時代の中で、子どもたちが健康の大切さを学ぶと同時に、患者に対する偏見や差別を持たないようにするため、機会を教育の現場で設ける必要があります。現在、がんは保健体育の授業で生活習慣病や喫煙などの有害性を学ぶ際、他の病気とあわせて紹介される程度にすぎません。

国が定めたがん対策推進基本法計画は、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分だと指摘をいたしております。報告書では、いのちの大切さを育む、がん教育との視点で教育の目標を、がんを正しく理解する、命の大切さについて考える態度を育成するとした。がんを正しく理解すれば、大人に成長してから健診の受診率アップにもつながり、闘病生活を送る人々に対する理解が深まれば、命の大切さを学ぶことも期待できます。学校だけの取り組みには限界があり、教育委員会と自治体のがん対策担当部局が連携をとり、外部講師のリストを作成するなど、学校現場を支援する体制づくりが重要であります。今後モデル事業の選定が進められますが、実施によって得られた教訓などを十分に検証していただきたいと思っております。

その観点から、1、質の高い授業の展開について。

2、医師や看護師、がん経験者らを外部講師として招き、協力を得るなどの指導方法についての取り組みについてお伺いをいたします。

次に、学力向上に対する教育改革についてお伺いをいたします。

教育のまちをスローガンに掲げる大分県豊後高田市の学びの21世紀塾が全国的に注目を集めております。その効果は、同県内の市町村で最下位レベルにあった学力テストの成績が8年連続最

上位という飛躍ぶりでございます。体験活動や部活動でも成果が出るなど、子どもの豊かな才能を伸ばすため、行政や学校、家庭、地域が一体となった取り組みをしております。

この21世紀塾は2002年度から始まり、ことして12年を迎えております。市が進める教育のまちづくりの一環として、市内の幼稚園や小学校、地域住民が連携をとりながら休日や放課後、長期休暇を利用して学習支援や実践体験活動などのさまざまなプログラムを提供いたしております。受講料は全て無料で、講師の多くは市民ボランティアで構成をされております。21世紀塾が開校されたきっかけについては、ゆとり教育に基づく完全学校週5日制の導入により、保護者から、勉強時間が減って子どもの学力が低下するのではないかとの不安の声が上がったことがきっかけでありました。やる気にも火がついたとも話しております。

2003年に県が初めて実施した学力テストで、同市は県内23市町村のうち22番目だったが、2006年度からは8年連続トップを維持しており、今では豊後高田方式と呼ばれ、その教育現場を一目見ようと、全国から視察団が訪れている状況であります。

私が連絡をとった中で感じたことは、本気になれば全てが変わる。1人の声が、そして情熱があれば環境も変えることができると私は実感いたしました。

- 1、現在の取り組み状況について。
- 2、今後の具体的な実施計画についてお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時10分から再開をいたします。

休 憩 午前 11時42分

再 開 午後 1時10分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、人工透析患者の減少の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1番、現在の人工透析患者の実態について、2番、保健指導の実施については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に3番、今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

30年前まで、腎臓病の原因疾患は慢性腎炎が主な原因でありました。現在は糖尿病4割、腎炎3割、高血圧1割、薬剤1割と言われております。我が国では糖尿病疾患患者数が予備軍を含めて1000万人を超えており、糖尿病性腎疾患から人工透析に至る人がふえているというのが現状であります。本市においても、特定健診におけるクレアチニン検査において、約13%を超える方が慢性腎臓病の疑いがあるとの数値を示しております。

具体的な取り組みとしましては、いずれにしても早期発見、早期治療が重要でありますので、各種検診の受診促進に努めているところですが、常日ごろからの生活習慣病の予防が最重要であるとも考えているところです。

平成24年3月に策定したかすみがうら市健康増進計画では、「健やか・安心・思いやりのまちづくり」として、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、こころの健康を具体的な取り組みの柱に掲げ、生活習慣の改善によって、みずから健康をつくったり、維持したりするという一次予防に重点をおいて、市民一人一人の心がけによる健康づくりを引き続き推進してまいります。

また、生活習慣病の重症化を予防するため、医師等を含めた保健指導体制を確立し、生活習慣病の重症化予防に特化した保健指導の実施を検討してまいりたいと考えております。

2点目、自転車用の高齢者マークのシールの無料配布についてのご質問については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、消防団員の強化と処遇改善についてのご質問については、消防長からの答弁とさせていただきます。

4点目、異常気象の発生対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に1番、行政の情報収集、発信能力の向上についてお答えいたします。

近年、異常気象などにより、各地で過去に経験したことがないような自然災害により、大きな被害が発生しております。ご質問にありましたように、災害対応においては、情報を速やかにかつ詳細に収集し、必要な情報をいち早く正確に伝達することが、被害を最小限にとどめるためにも重要であると認識しております。

現在、市の情報収集の取り組みとしては、気象情報を小まめに確認し、災害の発生が予想される場合には、危険箇所のパトロールなどにより状況の確認を行い、情報収集に努めております。

また、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートからの住民への情報発信を行うほか、防災無線などで情報を伝達しており、今年度は、千代田地区の防災無線整備工事を完了させますので、より一層迅速な対応が可能になると考えております。

次に2番、住民と自治体の連携強化についてお答えいたします。

災害が発生した場合、その被害が大きいほど、公的支援の機能発揮までに時間を要することがあり、このようなときほど、自助、共助が重要と言われております。現在、市内には自主防災組織が5団体ありますが、さらに新たな組織の結成を支援するとともに、地域防災のリーダー的存在になる防災士の育成に努め、自主防災能力の向上を目指してまいります。市民と行政が連携することにより、災害への効果的な対応が期待できますので、その仕組みづくりを推進してまいります。

次に3番、災害発生度の高い地域に対する事前の対策については、本年3月に、市内全戸に防

災ハンドブックとあわせて防災マップと行政ハザードマップを配布し、日ごろの備えをお願いしているところであります。

行政としましても、気象情報を小まめに確認し、河川や土砂災害警戒区域等のパトロールを行うとともに、危険と判断された場合には、避難勧告や避難指示、避難所への誘導など、適時適切に行ってまいります。

5点目、がん教育についてのご質問については、教育長からの答弁とさせていただきます。

6点目、学力向上に対する教育改革についてのご質問については、教育長からの答弁とさせていただきます。

ちょっとミスがあったようであります。4点目3番で防災マップとあわせてお話ししましたハザードマップなのですが、行政ハンドブックと言ってしまったようであります。洪水ハザードマップの誤りでありました。訂正いたします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご質問の5点目、がん教育についてお答えをいたします。

学校では、体育及び保健体育の授業の中で、長期間の喫煙が肺がん罹患に影響していることや、喫煙の開始年齢が低いほどがんになりやすいということを指導しております。また、各教科、道徳や特別活動、総合的な学習の時間など、全ての教育活動を通して、命の大切さを考える学習に取り組んでいます。児童・生徒に健康な生活ができることの幸せを自覚させることや、相手の心の痛みがわかる体験活動、資料を活用した授業展開の工夫に努めております。

このような学習を通して、がんを含めた病気を患っている方を思いやり、ともに生きる社会を目指す意識の向上に努めております。しかし、がん教育に触れているとはいえ、がんに特化した指導が実施できているとは言えない現状であります。

茨城県においては今年度、新規事業として、がんの教育総合支援事業を立ち上げ、がん教育の推進に取り組み始めたところですので、県の事業を参考にしながら、外部講師などを活用しつつ、がん教育が推進できればと考えております。

次に6点目、学力向上に関する質問にお答えをいたします。

児童・生徒の学力向上のためには、何といたしましても、1時間1時間ごとの授業の充実ということが大切であると考えます。子どもにとってわかる授業、楽しい授業、力がつく授業を展開できるように、教員一人一人の指導力、授業をする力のことを授業力と言っておりますが、授業力向上のための手だてを講じております。

その一つとして、指導主事による学校訪問、本市には3人の指導主事がおりますが、その学校訪問で授業を見る場合も、ただ単にその場の授業を見て指導するだけではなくて、授業の準備の段階から担任の先生とかかわりを持って、いわゆる学習指導案づくりの段階から支援をしております。

また、本年度は大学の教授等の外部講師を招いて授業力向上研修講座を国語と算数で実施いたします。間もなく6月6日には、下大津小学校の6年生を対象に、これは国学院大学の教授に

模範授業をやっていただきまして、参観をして、協議をして、その後、講師からご指導をいただくということになっております。国語では、6月の末に下稲吉小学校の6年生を予定しております。そのほか市内にも指導力にすぐれた先生がおりますので、そういう先生方を活用し、よりよい授業づくりに取り組んでまいり所存でございます。さらに、子どもたちの興味関心を高める授業の方策として、現在よりも一層ICTを活用した教育に取り組むことを検討していきたいと考えております。

学力向上のための児童・生徒への日常的な取り組みとしましては、学力向上の最も基礎となる読書を推進しております。どの学校でも始業前の10分間を朝の読書の時間に充てまして、児童・生徒は自分の読みたい本を、まさに静寂の中で読書をしております。今後も落ち着いた学校生活ができるように、そして学力の基礎である読解力、思考力、表現力を高め、さらには豊かな情操を育むために、読書についてはこのまま推進していきたいと考えております。

教員以外の地域の方々とかかわりにつきましては、夏休みに地域の方にもサポーターとして協力をいただきながら、小学校4、5年生を対象として、学びの広場を実施しており、基礎的、基本的な知識、技能の習得に努めております。これは算数の計算が中心でございます。

また、下稲吉地区では、いなよし学習広場や下稲吉中学校区学習支援ボランティアなどが組織され、学校を地域で支援しようとする動きも進んでおります。大変ありがたく思っております。

このような取り組みは、有効な成果を上げている他市の事例もあるようですので、当市の実情に合ったものなどを参考にしながら、地域連携も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 飯田泰寛君。

[市民部長 飯田泰寛君登壇]

○市民部長（飯田泰寛君）

中根議員さんのご質問1点目1番、人工透析患者の減少の取り組みについて、現在の人工透析患者の実態についてお答えをいたします。

医療保険における特定疾病中、慢性腎不全の申請を受け登録されている被保険者数は、国民健康保険被保険者が37人、後期高齢者医療保険被保険者が72人となっております。

次に2番、レセプトデータによる保健指導の実態についてお答えいたします。

現在の保健指導については、健診結果に基づき行っておりまして、レセプトデータを活用するまでには至っておりません。人工透析の原因となる腎臓検査及び保健指導についてであります。平成23年度の特定健診を受診した方の中で、約1割の方が血糖検査数値が安定せず、糖尿病を発症、または重症化する可能性がある方が多数いることがわかりました。

このため、糖尿病からの合併症による腎不全となるリスクが、こちらが高いことから、早期予防対策としまして、平成24年度の特定健診から、腎臓の働きを調べるができるクレアチニン検査、こちらは血液検査でございますが、この検査を追加で行いまして、健診当日に前年度結果をもとにした保健師と栄養士による保健指導及び栄養指導を実施しております。

また、腎臓機能だけではありませんが、健診結果による要指導判定者につきましては、後日保

健指導、栄養指導を行っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 堀口家明君。

[総務部長 堀口家明君登壇]

○総務部長（堀口家明君）

中根議員のご質問 2 点目 1 番、自転車用高齢者マークシールの必要性の認識についてお答えいたします。

県警察本部交通部交通企画課で作成しました平成25年版高齢者の交通事故統計によりますと、平成25年中、県内の交通事故死者数は163人で、全国ワースト10位、高齢者の死者数は103人で、全国ワースト3位となっております。

この死亡事故のうち、63%が高齢者であることから、ご質問をいただきました自転車用の高齢者マークの無料配布など、高齢者に対する交通事故防止対策の強化が必要であると認識しているところでございます。

自転車用の高齢者マークの配布につきましては、和歌山県有田市において、平成24年7月に全国に先駆けて独自のステッカーを条例化したとのことでございます。愛知県交通安全協会蒲郡支部においても、平成25年3月に、普通自動車の高齢者運転標識と同じデザインを縮小したものを配布しているようでございます。

茨城県内で現在実施している市町村はなく、県のほうとしましても配布する予定はないということでございます。このマークの配布に当たっては、通過交通車両も含め、広域的に認知されることが重要だと思われますので、国や県レベルでの取り組みが必要であろうと考えております。

次に2番、今後の実施計画についてお答えいたします。

本市の平成21年から25年までの自転車事故による65歳以上の高齢者の死亡は1名、負傷は25名となっております。これまで自転車や歩行者の交通事故防止対策を進めてきたところであり、今年度も春の交通安全キャンペーンにおいて、400本の反射材たすきを配布し、自転車や歩行者が目立つように普及を進めております。

また、高齢者や子どもたちの自転車や歩行の安全性を守るためには、周囲の自動車などの運転者が思いやりの運転を心がけることが何よりも大切でありますので、関係機関、関係団体の協力を得ながら、交通マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

3 点目、消防団の強化と処遇改善について、ご質問の1番、消防団支援法に対する認識と支援体制についてお答えいたします。

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化など、さまざまな課題に直面しております。こうした中、昨年12月に、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消

防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることとなりました。

当市においても、トランシーバーやライフジャケット等を整備するなど、装備の充実、消防団員の確保、処遇の改善、教育訓練の充実について、国や県と連携を図りながら、消防団員の入団促進を初めとした団員の充実強化について積極的に取り組んでまいります。

次に2番、大災害を見据えた消防団員の強化についてお答えいたします。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の広域かつ大規模地震や台風等の自然災害に備えるため、消防団の充実強化を目的として、消防団の車両及び資機材の整備で、市町村に対する無償貸し付けを行っております。

当市においても、今年度、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸し付けが決定されております。大規模災害に備えた教育訓練を実施し、消防団の大規模災害時の対応、能力の向上を図ってまいります。

さらに、消防団員の確保に当たっては、防災訓練や各種イベントなどで消防団員の活動内容を紹介し、消防団に対する地域住民の理解を深めながら、引き続き入団促進に努めてまいります。

次に3番、処遇改善についてお答えいたします。

今回の法律施行により、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について規定されたところであります。今後は、近隣市の動向も踏まえながら、報酬等の検討を行い、活動が報われる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問を簡潔に伺います。

最初に、人工透析患者の減少の取り組みについてをお伺いいたしますけれども、やはり保健指導についてなんです、このレセプトを参考にしての取り組みが非常に重要になると思いますので、これからの取り組みとして、医師の導入等も考えているのかどうか、その辺、これは市長に伺います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

特に生活習慣病の代表であります糖尿は、透析の入り口と言われております。それを早期にレセプト等で発見して、適当な保健指導を行うためには、今の保健師だけの体制ではちょっと無理があるなというのを実感いたしました。そういったことから、早急に医師の導入を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

じゃ、これについては、医師の導入も含めて、透析患者に移行しないような対策の取り組みを行っていただきたいと思います。

次に、自転車の高齢者マークのシール無料配布についてなんですが、これは別に県単位とか何かじゃなくて、やはり高齢者の生命を守るという観点から考えているならば、かすみがうら市が発信地になっても、別に私はいいんじゃないかなと思いますし、そんなに費用もかからないということも、実施している自治体に伺いましたら、費用もかからないので、ぜひとも実施したほうがいいんじゃないかという、そういうアドバイスも私も受けましたので、すぐ執行部は近隣の動向とかという答弁になりますけれども、かすみがうら市がそういう先駆けていくということが私は大事かと思しますので、その辺の答弁をもう一度伺いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 堀口家明君。

○総務部長（堀口家明君）

こちらは自動車を運転される方などに広く認知されるということが重要だと思われるので、現時点での配布は考えてはおりません。また、中根議員がおっしゃったように、和歌山県有田市の例を見ますと、2種類のシールを作成してございまして、大きいサイズが10センチ掛ける6センチ、小さいサイズが5センチ掛ける4センチ、3,000枚ほどをつくりまして、1枚当たりの単価は197円ということで伺っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

つくる予定はないという余りにも不親切な答弁でありまして、やはり私が一番心配しているのは、このマークはどのように利用するかといいますと、自転車の後輪に、泥よけのところに張って、運転者から高齢者だということをもう事前にかかなりの距離からわかるように、運転者が危険だということを察知するための信号にもなるわけです。

それと反射、冬場になると早く日が暮れます。だから、やっぱり反射的なそういう、このシールもつくるということが私は基本じゃないかと思うんで。反射するということは、ちょっと私も確認の中で、この自治体には確認していなかったんですけども、車のライトが当たったときに反射もする、そして高齢者だというマークも、運転者のところに飛び込んでくる。そのことによって運転者も、もっと距離を置かなくてはならないとか、いろんな感じでこれ、運転者にとっても非常に危険を察知する一つの目標になると思いますので、この辺はよくこれから、今すぐつくるといふ考えはないということですけども、それらをよく検討していただいて、できるようにお願いしたいと思います。

次に、あとは、私、この消防団の処遇改善について、特にこれ強調したかった点がございまして、というのは、この消防団に支給される報酬というのは、年額報酬と出勤手当の2つから成り立っているわけですね。そういう中で、この茨城県の状況を見ますと、各市町村が条例で決めておりますけれども、非常に格差があるわけです、この処遇に対しても。そういう中で、茨城県の状況はどうかといいますと、これは平均値でございまして、茨城県の44市町村の一般団員の平均年額報酬というのは2万4277円になっているわけです。火災緊急時、火災が発生したときの出勤手当というのが2,346円、これ茨城県平均です。かすみがうら市としてはどのくらいの

報酬になっているのか伺います。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

お答えいたします。

消防団員の年間報酬につきましては、中根議員のおっしゃるとおり県平均2万4277円、最低と最高もあるんですけれども、うちのほうの役職等もありますけれども、一番人数の多い団員ですと年平均で1万7000円です、年間の報酬、になっております。費用弁償、日当、出張手当等につきましては一律2,000円になっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

やはり茨城県の平均よりかなり下回っておりますよね。これは条例を改正しないと、これはできないわけなんですけれども、今回の国のほうの消防団支援法制定について、国のほうはなるべく処遇改善をなさいたいというような、そういう内容にはなっておりますけれども、この辺について、市としては、条例改正をして処遇改善をする、そういう方向性はできているのかどうか、その辺伺います。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

団員の報酬につきましては、今、市内部で検討中でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、できる限りこれは県平均を上回る、それ以上の処遇改善をお願いしたいと思うんです。

これは参考までに申し上げますと、報酬及び出勤手当、市町村へのこれは交付税措置で行われているわけでありまして、その単価と全国平均の実績を比べてみますと、年額報酬は交付税単価、単価ですね、単価が3万6500円来ているわけです、単価が。それと、その全国の平均の実績というのが2万5064円になっている、これは全国平均ですね。それから出勤手当、それについて交付税単価が7,000円来ているわけです。そして全国平均の実績というのが2,562円。これ県平均から見ても全国平均から見ても、かなり下回っているというのがよくおわかりになるかと思うんです。

今回退職報償金については、国からの財源で5万円が上乘せされるわけです。そういう中で、国のほうでも一律に5万円を上乘せするというような方向性がはっきりしておりますので、やはりこの消防団は、本当に長い歴史と、この伝統の中で、使命感とボランティア精神で、これは取り組んできたわけですから、やはり処遇改善については十二分に検討していただいて、この全国平均のほうもかなり上回ると思います、これから。この支援法の関係の上から。だから、よくこ

の近隣の状況、また国の動向もよく見きわめながら、処遇改善については取り組んでいただきたい。

そのためには条例改正が必要になりますから、きちっとした金額を設定していただいて、そして消防団がやる気を起こす、そして本当に消防団としての使命と責任を自覚して、さらにかすみがうら市の安心・安全のために働いてもらう、このことが大事だと思いますので、この条例改正も含めて検討をお願いしたいと思います、再度答弁をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

わかりました。検討してみます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、異常気象発生の対策については、非常に私たちの地域、雪入を含めて、がけ崩れとか土石流も一時、数年前、発生したこともありましたが、また浸水地域などが予想される箇所がたくさんございます。そういうことについて、この洪水ハザードマップについては、市として、旧態依然のものをハザードマップとして掲載したのか、それとも見直しをした中での掲載をしたのか、その辺を伺います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 堀口家明君。

○総務部長（堀口家明君）

見直しを行った後に作成したものでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

見直したということですので、何か所ぐらい新たに加わったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 堀口家明君。

○総務部長（堀口家明君）

手元に資料がございませんので、現時点でちょっと。すみません。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、後ほどで結構ですから、その資料の提出をお願いしたいと思います。

それから、がん教育については、これは私も2回、今までに1回、今回で2回質問しておりますので、やはり先ほど第1回目の質問で質問した内容をさらに受けとめていただいて、お願いしたいと思います。

この報告書の中を見ますと、発生の要因とか要望、それから早期発見、健診、治療、がん患者との共生などがこの報告書の中で挙げられておりますけれども、教育の中に市として導入していく方向なのかどうか。

そしてまた、私が通告しております医師とか看護師とか保健師、がん経験者らを外部講師として招いて協力を得るといふ体制についてはどのように受けとめているのか、再度答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

健康な体をつくる、健康を増進するということは、学校の大きな目標の一つでございます。そういう意味で、2人に1人ががんになってしまうというような現状を考えますと、がん教育も特化して、やはり教育をする必要があるのではないかと考えております。

しかし、それが余りにも恐怖感につながったりするのではなくて、早期発見すればがんは治るものなんだというような、そういう明るい見通しを持ったがん教育でありたいなと思っておりますし、子どもを教育することが、また家に帰ってお父さん、お母さんに、早く検診を受けるようにと子どもたちから勧められるような、そういう体制にしていきたいと思っております。

また、外部の人とのお話でございますが、これはやっぱり専門的な方、あるいはがんから立ち直った方なども講師として招いて教育を進めていく、そういうつもりでおります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは、やはり国の方針でもございますし、国の方針が即受け入れられない部分もあるかと思っておりますけれども、その辺は精査をしていただいて、きちっと子どもたちに正しく理解してもらおうということの教育をお願いいたします。これは要望としてお願いをいたします。

それからあとは、最後になりますけれども、学力向上に対する教育改革についてですけれども、先ほど第1回目の私の質問で例を挙げて、現地と私も電話のやりとりでございましたけれども、やはり本当に情熱を持って取り組んでいるというのが、電話を通して感じました。というのは、本当に最下位だった学力が、もう8年間連続でもって上位を占めている。これは物すごい努力も要ったと思いますし、やはりそこには見えない苦労もあったと思います。そういうことで、やはり一市民が声を上げたことによって、このように波及していったとも電話で話しておりました。

だから、やはり一人の人が声を上げる、一人の人が真剣になって取り組むというところから、大きく波及をしていくのかなというように私は感動をいたしましたけれども、この教育というのはただ単なる受け身ではなくして、やはり現場に即した教育の向上というのが私は最も大事なんじゃないかと思っております。

やる気のある、そういう一人一人、先生も含めて、ボランティアの方々、またOBの先生方も含めた中で、かすみがうら市として、市に合った教育方法というのがあると思います。それをきちっと組み立てていただいて、本当に学力もアップしていく、人間的にも成長していくという、そういう精神面での教育も含めた総合学習を、教育を、私はぜひお願いしたいと思っておりますが、市

長の決意、また思いを再度伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

学力を高めること、それから徳の面の情操を育てること、そして体力を育てること、この3つが学校の目標でございます。豊後高田市の例も十分に参考にしながら、本市に合ったものを取り入れてやっていきたい。下稲吉の地区と周辺の地区では、その人材の関係も違ってまいりますが、それぞれの地区で特性を持った外部人材なども利用した、そういう教育活動が展開できれば、さらにいいなと考えているところです。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは最後に要望として申し上げますが、やはり豊後高田市の状況というのは、全国から視察団が訪れているという話を伺いましたけれども、私も電話を通しての話だったので、具体的な話までには至りませんでしたけれども、ぜひとも、参考になることがたくさんありますので、教育委員会もできる限りそういう現地に行って、その取り組みを勉強していただきたいと思います。私たちも同じ立場でありますけれども、まずは教育委員会で、どういうふうな工夫をして取り組んでいるのか、その辺も勉強していただいて、精査して、かすみがうらに導入していく、学校に導入していくということを要望として申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により、あす5月31日及び6月1日の2日間は休会となります。次回は、6月2日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時49分